

官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会
(第12回)

平成19年11月20日(火)
15:58～18:05
内閣府講堂

内閣官房 行政改革推進室

○田中座長 委員の皆様、お集まりのようなので、始めたいと思います。

一、二分早いですけれども、第12回官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日はまず前回の当懇談会の議論で課題となっていた点及び前回の合同懇談会でセンターの設計について議論になった点について、まずは議論したいと思います。

最初に、非営利法人への再就職支援について議論したいと思います。私が事務局に指示をして関係の資料を作成してもらいましたので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○株丹内閣官房行政改革推進室次長 事務局でございます。

お手元の資料1につきましては、本日の論点ということで3点表記がございます。そのうちの1つ目、非営利法人へのセンターによる……。

○田中座長 株丹さん、ちょっと説明に入られる前に、手元の資料の確認をしていただけますか。今日はたくさんあるから、最初にしておいた方がいいじゃないでしょうか。

○株丹内閣官房行政改革推進室次長 それでは、まずお手元の配付資料につきましてご確認をいただきたいと思います。

資料の1につきましては、本日の論点ということで3点挙げられてございます。この部分を特にご議論いただきたいという趣旨でございます。非営利法人へのセンターによる再就職のあっせんについて、それから2つ目が随意契約の相手方等へのセンターによる再就職のあっせんについて、それから3つ目はいわゆる「わたり」あっせんについてということでございます。

その1つ目でございますが、そちらの方は資料の2といたしまして、非営利法人、特に独立行政法人、公益法人につきましては、改革をしてございます。2ページ目です。すみません。恐縮でございます。今日の資料につきましては、右肩に資料番号を入れてございますのと、あとページ数の方は通し番号を打たせていただいております。右肩に資料の2とございまして、ページ数2ページ目のところ、これが資料の2ということで、非営利法人の意義と改革の方向性等についてということでございます。

また、後ほどご説明ということになりますけれども、随意契約の関係が8ページということ、通し番号で字がちょっと小さいんですけれども、そちらの方に資料の3ということで入ってございます。その関連がセットになっておりますものとしてはございまして、そのほかにちょっと別冊になりますけれども、資料4-1、4-2、4-3といたしまして、こちらの方は報告の素案の関係が関連で3つ資料が出されてございます。また後ほど説明を座長からいただくということになるかと思いますが、資料の4-1につきましては、報告（素案）、前回出されたものを直された部分ということで、全部で11ページございます。それから、資料の4-2につきましては、前々回提出をされたもの、どこの部分がどう変わったかというのがわかりますように、見え消しの形で整理がされてございます。資

料の4-3は主な修正箇所と、こういうことでございます。そのほかに、番号等はないと思いますけれども、委員から頂戴をしております意見につきましても、それぞれ配付をさせていただいているというのが資料全体でございます。

よろしゅうございますでしょうか、戻りまして最初のセットの2ページ目、資料の2の方をごらんをいただきたいと存じます。

こちらの方に非営利法人、特に改革の関係の基礎的なものを並べさせていただいております。特に中心になりますのが独立行政法人と公益法人ということで、2ページ目には独立行政法人を掲げさせていただいております。

意義のところ、これはもともと行政改革会議最終報告ということで、平成9年のときの資料でございますけれども、そこに独立行政法人の意義が書かれてございます。独法というふうに俗に呼んでございますけれども、中央省庁の改革の中で政策の企画立案機能と実施機能というのは分けるんだと、それを分離するんだという考え方で整理がなされたということでございまして、政策の実施の方を担うものとしたしまして、独立行政法人、独法というものを創設をしよう、という考え方でございました。実施部門のうち、一定の事務・事業につきまして、事務・事業の垂直的な減量を推進しつつということでございますが、効率性の向上を図る、質の向上を図る、透明性の確保を図ると、こういうことで独立をした法人格を有するものとして制度が創設をされたという経緯がございます。それ以前は国が直接やっていた。それがアウトソーシングをされて設立をされた、ということでございます。

必要性のところでございますけれども、そういうことで独法はつくられたわけですが、独法自体というのは常にチェックをしていかなきゃいけないと、こういうことでございます。チェックの仕方として、1つ目の改革の必要性の丸のところでございますように、それぞれの省庁、各府省で独立行政法人の関係の評価委員会というものがつくられております。そこが毎年度業務について評価をちゃんとしますというのが1つ目。2つ目がありますけれども、これは第2段階、第2次の評価と、こういうことになるわけですが、総務省の方に政策評価、独立行政法人評価、両方やります委員会というのがございます。各府省が設置をされている独立行政法人の評価委員会が毎年業績評価をするわけですが、それに対して意見を述べるという段階がございます。

さらに、3段階として中期目標、1年じゃなくてややロングタームの中で目標設定をするわけですが、それが終わりましたときに法人の主要な事務・事業、この改廃に関しまして主務大臣に勧告をすると、この主体は総務省の方の委員会でございますけれども、そういう3段階になってチェックをすると、こういうことで、今一定の程度運営の透明性というのは確保されるような仕組みにはなっていると、こういうことでありますが、制度が発足をしましてから既に6年がたっていると。意義の方に書いてありますのは、考え方がまとまったということでございまして、実際にスタートしたのが平成13年ということで6年経過してございます。そこで、今現時点での独法、独立行政法人が制度本来の目的に

かなっているのかどうか、制度創設の後、いろいろな改革がございまして、それと整合的なものになっているのか、こういうことについて原点に立ち返って見直すと、こういう必要があるのではないかというのが今の時点の考え方でございます。

改革の基本方針の最後のところに引用してございますが、いわゆる骨太方針、平成19年の6月の閣議決定の中にその趣旨が書かれたということで、具体的にどんなふうに行っているのかということについては、独法、101の法人を対象として3つ原則を立てて見直しをします。官から民への原則ということ、競争原則ということ、それから整合性の原則、こういうことで民営化なり民間委託の是非を検討して、独立行政法人の整理合理化計画を策定をします。現在、まさにやっている最中ということで、19年内を目途にしてこの計画を策定するという取り組みの途中でございます。

引き続きまして、公益法人の関係でございまして。

3ページの方に挙げてございますが、公益法人は独法と比べまして完全に民間の方に持っていくと、こういう発想がございまして。意義のところに出てございましてけれども、今までは2つのセクターが中心、つまり行政部門と民間営利部門と、こういうことでやってきました。しかし、個人の価値観が非常に多様化をしまして、社会のニーズも多岐にわたっていると。そうしますと、行政部門というのは画一的な対応というのがどうしても重視されてしまう。民間営利部門というのは収益を上げるというのが前提になってしまいます。この2つの部門では、社会のさまざまなニーズに十分対応できない、困難だと、こういうことで民間非営利部門というのは制約が少なく、柔軟で機動的な活動が展開できると。

そのためにということなんですけれども、従来の公益法人というのは社団とか財団とか呼ばれているわけなんですけれども、主務官庁というのがありまして、そこが自由裁量でもってつくるかどうかというのを許可すると。主務官庁制許可主義と、こういうふうに言われておりますが、100年来ずっと同じ制度でやってきました。そのために、公益性の判断の基準というのが各省庁任せで明確ではない。それから、営利法人にまがうような法人などが主務大臣が許可をするとつくられる。結果として多数設立をされてきていると、こういう問題があるではないかという指摘がございましたし、さらにもともと考えてみれば、行政部門、民間営利部門だけではうまくいかないということで、非営利部門というのをもっと役割が増大をしていることをちゃんと踏まえて、制度も改革をしなきゃいけないと、こういうことであるわけでございます。主務官庁制許可主義というのを廃止をしてしまうと。

そこには新しい考え方として、法律をつくるということと、公益性があるかないかというのを判断するのは別の話にするんだと、こういうことになってございます。これも今進行中の改革でございまして。20年の12月から新しい制度がつくられると。新しい制度がつくられるんですけれども、実は今現に社団とか財団とかというのは2万5,000ほどございます。この間については、ちょっと米印のところ、細かい話でございまして、20年の12月から5年間かけまして新しい体制に移っていくということをするということでございます。

ちなみに、5年の中で移っていかない、申請をしてきちんと移れるものはいいんですけ

れども、申請等をしないということになりますと、解散をされると、こういう仕掛けでございませう。

次のページ、4ページに今申し上げたような公益法人改革をポンチ絵的にお示しをさせていただきます。上半分のうちの左側が今の公益法人の制度だと、これを改正をすると。法改正自体は既にできておるわけでございますが、今までつくるのは主務官庁の許可が必要で、その公益性の判断というのは主務官庁が自由にやっていた。それを分けると。法人をつくるのは登記だけでできるようにする。そのかわりに、2階に上がるという言い方をしたりするようでございますが、公益性があるのかどうかというのは第三者の民間有識者による委員会、これが認定をするということで、公益性があるという場合にはちょうど今までの公益法人と同じように税の関係の優遇措置等があると、こういうことでございます。

それから、5ページ目の方でございます。

若干、公益法人の中でそもそも論的に変えるというのが今進行してございますけれども、それ以外の事柄、特に国との関連を有している公益法人というのでさまざま問題があるということがございました。それにつきましても、それぞれ公益法人の種類といたしましうか、性格を踏まえて対応してきているというのを参考の2として掲げてございます。

簡単に申し上げますが、行政委託型というのが左側の方に書いてございます。法令等によりまして、国から事務とか事業、これを委託等をして仕事をすると、こういうことでございます。よくありますのが検査をしたりする、あるいは認定をする、資格を与えると、こういうようなものでございますけれども、そういう点については、この左側のところでございますけれども、平成14年のときの閣議決定の趣旨に沿って見直しをしてきていると。

さらに、この行政委託型の右の方なんです、それ以外にも行政委託型というのはあって、助成金を交付をするというような仕掛けのものなどが幾つかございます。14年のときの計画の見直しの対象になっていないものについては、18年の8月に透明化、合理化の基準というのをつくってございますが、それに基づいて各省でもって基準の公開とか明確化を行うというようなことを今やってございます。19年度末までに見直すということで、これは必ずしも公益法人にとどまらないで民間の法人も対象としておりますが、そういう仕掛けで動いておると。

それから、補助金の問題、これはまた随契のところの関連でござんをいただこうと思えますけれども、国から補助金をもらっている、それで事業を行っている公益法人について、丸投げ的に何かやっているようなこと、あるいは役員に対して助成金をもらっている、そういうものについての解消ということをこれまで取り組んできておることがございます。

さらに、参考2のこの5ページの右側の基金等のところに関しましては、国からの補助金でもって基金をつくって仕事をすると、こういうことなんですけれども、事業の実績なりと比べると余りにもたくさん積み過ぎていると、こういうようなものもあつたりします。

ので、そういう場合は国庫に返してもらおうと、あるいは実績が乏しい事業はやめると、こういう仕事もしておると。

さらに、今取りかかり中のものとしまして、独立行政法人からの補助金、これを受けて事業を行っているというようなものについては、独法の整理合理化の一環といたしまして、独法からの補助金の資金の流れについて、情報公開を行うと、そういう透明性を確保すると、こういうことの中で、これは具体的には行政減量・効率化有識者会議でご議論をいただいているというところでの取り組みの最中でございます。

6ページでございます。ちょっと長々申し上げて恐縮でございます。

非営利法人とセンターの再就職支援に関する論点ということで、座長からこれまで委員からいろいろこの問題についてご発言等いただいているのを大きくまとめて見てはどうかと、こういうことでもございましたので、3点にまとめさせていただきます。

座長からもお話を頂戴することになろうと思いますが、1つは改正国家公務員法の趣旨との関係というのをどう整理をするかという論点があるのではないかと。

2つ目は非営利法人について、センターで再就職のあっせんというのをやらないということ、最初の一元化前の3年間というのは各府省があっせんを行うということが一応できるわけでございます。そこの各府省のあっせんにすべてゆだねると、こういうことになるのではないと思われるわけですが、国民の受ける印象としてその点はどうかというものが2つ目。

3つ目につきまして、これは各府省のあっせんもさせないと、センターのあっせんもしないと、こういうことをやるということになりましたときにどういう状況というのが想定されるだろうかというのが3つ大きくあるのではないかとということでございます。

7ページに出しておりますのが改正の国家公務員法の趣旨ということでございますので、関連で対比をさせてみたものでございます。

左側、現行とありますのは、既に法律の改正はされてございます。右側のように改正をされてございます。ただ、実際にこの右側の方が中心で動き出しますのが来年、恐らくセンターが立ち上がりますのが来年の10月ということになろうかと思っておりますので、来年の10月以降と、こういうことで対比をさせていただきます。今の再就職に関する規定というのは、私企業、営利企業と隔離をするというのが原則でございます。働きかけ規制というもの、あるいは求職活動とか、退職後の働きかけ規制というのはないというのが現状で、一番下の方に書いてございますが、国民の目から見ると各省のあっせんというのが押し付け的に見えるという問題点、右の方でございますけれども、営利企業だけではなくて非営利法人も含めて全体的な規制をかけると、やっつけられないということを決めて、そこに行き規制、罰則も含めて対応させると、こういうふうにしてございます。

さらに、いろいろな手を今回打っているわけですが、今申し上げましたような独立行政法人とか公益法人の改革なども含めて、能力、適性による再就職が実現するようという法改正の趣旨というのがあるということで整理ができようかと思っております。

ちょっと長くなって恐縮でございますが、以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

随契は引き続いて別途この非営利法人が済んだ後でやりたいと思います。

ただいまの資料の説明に対して、何かご質問等はございませんでしょうか。

なぜこれを私が改めてもう一回議論していただきたいと言ったのかといいますと、前回、センターはその発足当初期にはあっせん、支援の対象にすべきでないというご議論がございましたので、そうなった場合にさっきも問題点、3点あげてございましたけれども、私としては皆さんおのおのに改めて聞いてみたいわけです。どうお考えになるのか。さっき課題として3つ挙げておりましたね。国家公務員法の改正の趣旨を今説明してもらいましたけれども、その趣旨はとにかくとして、これはよかれと思って改正したわけですから、私どもの作業はその前提に立つわけですが、まず各府省あっせんにすべてゆだねた場合はどういうことになるのか。前回この懇談会ではこの声が大きかった。センターは自分の庭先をきれいにして自分はやらないという議論だったと思いますが、そうした場合に各府省に残るわけです。もちろん監視委員会が同時に10月にスタートするわけでありますから、従来と同じあっせんを各府省ができるというわけではありません。それを前提にちょっと皆さんにご議論いただきたいと思います。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 前回、この問題を提起させていただいたので、ちょっと発言させていただきたいと思います。

今のご説明でも明らかになったのは、まず独立行政法人の組織のあり方自体を見直す改革がまず進んでいるということが1点、それから2点目は随意契約についても見直すという作業が進んでいるということが2点、つまりそういう状況下でセンターが受けるか受けないかという議論なんですけれども、3年後はセンターは受けるわけですね。だから、その途中経過は今言った2点の改革が進んでいるのであれば、そこは各省にお任せしてやっていいんじゃないかなと。つまり各省が独立行政法人自体の存在意義も見直しているわけだし、随意契約のあり方についても各省が見直しているわけなので、そこは各省のご判断で、こういうところには人は送らなくてもいいんじゃないかということもあるでしょうし、その辺は各省のご判断にお任せするというので、改革のでき上がったところでセンターが引き受ければいいんじゃないのかなと。

○田中座長 わかりました。公益法人についていかがですか、長谷川さん。独法は今おっしゃるように、渡辺大臣のご担当ですけれども、相当の改革をする意気込みでやっています。公益法人はそれこそ120年ぶりの民法改正で、大改正が行われました。日本の行政のやり方を基本的に変えていこうとする大改革なんですけれども、その点についてはいかがですか。

○長谷川委員 公益法人は補助金と随意契約が入ってないところは、センターが受けてもいいんじゃないでしょうか。

○田中座長 長谷川さんのご意見はわかりました。ありがとうございました。

それから、中野さん、いかがですか。

○中野委員 私はちょっと反対の意見なんですけれども、基本的に法が3年間の猶予期間を置いているというのは、法は当然試行錯誤があると、センターには試行錯誤があって、さまざまな失敗もあればさまざまな成功もあると、その中でいろいろな教訓を選んで、要するに各省が介在しない、まさに100年ぶりの改革、内閣一元化を実現するんだということで多分3年間を置いていると思います。ですので、その3年の間に全く違う業務がやらないということになれば、その試行錯誤期間をみずから放棄することになってしまって、全く3年後に違ったそれこそ全く対応できない組織になってしまって、何のために法が3年間の猶予期間を置いたのか、よくわからなくなってしまう、これが多分最大の理由だと思います。

それから、いずれ一元化するのであれば、どうして3年後にするのか、その理由が全く僕には見えてこないわけです。いずれ扱うんですから、今扱っても別にいいんじゃないか。成功事例とか、いろいろなものを最初にやった方がイメージがよくなるという議論は確かに一部あると思います。いろいろな成功事例とか革新的な事例を挙げた方が世間のイメージはよくなるということもあると思うんですけれども、この関連の人材センターを追っている新聞記者とか、あるいはマスコミというのはばかじゃないので、相当結構丹念に追っていると思うんです。どういう経緯でこういう改革ができたか、何をやってきたのか、追っている人から見ると、それは逆に逃げたというふうに僕らなんかには映ってしまって、非営利法人みたいにどす黒い部分に食い込んだからこそ、やったんだというイメージの方がむしろ強いと思うんですね。ですので、ここをやらないと逆に逃げているんじゃないかというふうに思われると。随契、独法で結果が出ればいいですけれども、これはいろいろなものを合わせ技でやっていかないとだめじゃないかと思うんですね。随契、独法で切り込みながら人の関連でも切り込んでいく、これによって初めて改革ができると思うので、私はやるべきだと思います。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございました。

長谷川さんも中野さんももうひとつの問題にはお答えになってないんですが。各府省あつせんにすべてゆだねた場合に国民の受ける印象というんですか、今度の改革でセンターはやらない、各府省にゆだねた場合の一つの問題、大きな問題は中野さんが今話されました。長谷川さんにちょっとほかの課題にいく前にお尋ねしますが、国民の受ける印象、つまりセンターはやらない、各府省は今までどおり監視委員会ができたという前提のもとでやりますといった場合に、その事態を国民はどういうふうに受けとめるか。特にマスコミ界の方ですので、聞きたいですね。

○長谷川委員 今の中野先生のおっしゃった議論はよくわかるんです。私も実はそのように考えたこともありました。でも、なぜ私がこの話をするかという、これはいわば改革

を進める上での戦術的な話と絡むんですが、実はセンターを、最初これはセンターというのは、触らなければ当面はセンターはきれいな存在であるわけですよ。それで、随契とか補助金とかというところから残っている部分をやるというのは、いわば灰色的なところをその部分の改革を各省にゆだねた方がいずれ3年後はそれは手が出せなくなるという出口は決まっているので、灰色部分のいわば後始末といいますが、問題があるかもしれないと思われる部分は各省の手ゆだねておいた方が各省はそれを進めざるを得なくなるのではないかと。つまりこれは重い荷物をどっちが背負うかという議論です。私は重い荷物は各省に負わせ、ほかの改革も同時に進めなければいけない立場に置かれているわけだから、その荷物は各省に負わせ、センターは持てるリソースを新規開拓、その他の前向きな話に背負わせた方がいいんじゃないのかなと。つまり重い荷物をどっちが背負うかと、私の理想はこういう議論です。

○田中座長 ありがとうございます。

立花さん、どうぞ。

○立花委員 長谷川先生と中野さんのご意見も私もある意味ではよくわかる点があるんですが、私はこれは何回も申し上げて、ぜひ共有させていただきたいと思うんですが、明治以来、戦後以来と言ってもいいですが、これは各省ごとの再就職あっせんというメカニズムが私ども民のセクターから見ると、日本の行政の縮図だとも言うべき縦割り行政の弊害をさまざまな局面でもたらしてきたわけで、これを内閣に一元化するというのは、私は大変な大改革だと思っており、安倍さんが戦後レジームの総決算と言った意味は私的確な表現だと思っています。それで各省のあっせんをやめて内閣に一元化すると言っているが、相変わらず各省のあっせんが続くというのは一体どういうことなんだということについての合理的な説明は私はなかなか難しいんだろうと思うんですね。

かてて加えて、私は前回欠席したんですが、合同懇談会の議事録をその後ぜひ拝見したいと思って読ませていただいたんですが、そのときに懇談会でも岩田さんという女性の労働省のOBの方、たしか資生堂に就職されて活躍されている方のご発言がありましたが、岩田さんのご発言をもう一回リマインドさせていただくと、「通常考えたときに、公務員の経験で活躍しやすい場所というのは、この矢印の逆方向ですね」、矢印というのは、例の退職金の割増率を変えるというようなことだろうと思うんですが、その逆だろうと。

「最も活躍しやすいのは、従来国の業務であったのを官から民へということで出した特殊法人など、これが最も公務員の経験を生かして貢献できるというところだ」と。それから、「民間企業に再就職するという場合であっても、活躍しやすいのはかつての省庁の所管業界、いろいろな業界にまつわる法律や政策やそういったことについて通じている業界に再就職ということが活躍できるんじゃないか」という、非常に体験に裏づけられた私は貴重なご意見だとこの議事録で読ませていただきました。

私も基本的にはそういうことで、まさに今回の改正国家公務員法で刑事罰まで行為規制で入れたわけですね。そのかわり、それとあとはできるだけトランスペアレント、それか

らディスクロージャーするという大前提のもとで、基本的にはこのセンターを通せばどこへ行ってもいいというこの約束、これはきちっと来年10月から発足するのであれば、ぜひその当初から国民から見たら何だと、一元化すると言いながら一元化しないじゃないかという批判が必ず出てくるわけで、一方公益法人の問題とか、あるいは独立行政法人の問題でいろいろ問題があることも事実ですが、それは今、渡辺大臣も大変ご苦労されて改革に取り組んでおられますし、また公益法人についてもいろいろな改革が途上にあるということで、基本的にはそういった、しかも公益法人の改革は長谷川さんも言った3年じゃなくて5年間続くわけですね。ですから、3年後どうなのかというと、まだ結論は出てないという面もあるわけで、戦術的にというのは私も確かにそれは一つの考え方だなという感じも伺いながらしたんですが、だけれども、あれだけ各省あっせんから内閣に一元化するんだということを公約されたわけですから、そうだとすれば当初からこのセンターを通じて再就職の支援をするということは、むしろ私は極めて妥当だと思うし、問題があるのであれば公益法人なり独立法人の改革をすべきであって、問題がなければそこに行くなというのは、ちょっと私は逆立ちした議論ではないかなという感じがいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

秋池さん、どうぞ。

○秋池委員 私は発足当初期は今までと同じあっせんはセンターは使うべきではないというふうに考えています。今までご発言なさった委員の先生方のご意見それぞれにわかるのですけれども、もう一方でこのセンターというものの経営という観点で見ますと、今までのもやりながら、新しいあっせん先の開拓もしますというのが本当にできるんだろうかと。民間の企業でも新規事業を立ち上げるときに、もともとやっていた部門にこのことも一緒にやりなさいとって成功したためしがないというふうに考えておきまして、それを考えると、センターは当初期は新しいことに集中する。先ほど中野先生がイメージがよくなる程度でいいのかとおっしゃったんですが、イメージの問題ではなくて、これは新サービスの立ち上げであって、3年後の本格稼働期に官僚の方々がふさわしいキャリアパスを見つけて、もちろんその中には非営利法人もあると思うんですけれども、新しいキャリアパスを見つけるための選択肢を増やしておくということが非常に大事なのではないかとこのように思っています。

民間でも人事制度を変えたりするときによくあるんですけれども、移行期間はある程度前の制度が一定の対象者に対しては残って、だらだらそれをやってしまうと全く意味がないんですけれども、短い期間それをやって制度を完全に変えるということではございますので、そういうことから見ても、ここはセンターはまずは新しいことに取り組んで、今までどおりのことは省庁に当面発足当初期はお任せするというところでどうかと思います。

国民の受ける印象なんですけれども、発足当初期、各省あっせんにすべて委ねたときは、きっと批判をされると思います。ただ、もう一方でセンターがこれをすべて受けたときは、結局今までどおりのことをセンターは引き継いだだけなのかというふうに言われるのでは

なかろうかと。また、独法その他の見直しが行われている中で、状況を知らないセンターが独法へあっせんして、そこへ行った方が短い期間の間に職を失ってしまうというようなことが起こったときの非難というのも考えるべきではないかというふうに思います。

したがって、もちろん今までどおりのやり方で各府省あっせんではなくて、監視委員会とか、そこからさまざまな見直しがあるというのが前提にあるからこそなんですけれども、先ほど言ったようなことを考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 いずれにいたしましても、いずれというのは、発足当初期であっても、そして本格稼働期であっても、だれが再就職支援をなさるかは別にして、非営利法人に結果的には行く方々というのはいらっしゃるわけですね。ですから、非営利法人に行ってはいけないということを言っているわけではなくて、非営利法人へ再就職支援をセンターがやるか、各省に任せるかという、そういう議論かなとも思っているんですけれども、そういう意味では私は私自身もいろいろ考えたんですけれども、私はプライオリティとしては本格稼働期に本当に稼働してほしいと思っておりますので、ですからどちらが重要かという点、発足当初期よりも本格稼働期であるべきだと思っております。

ですから、この来年の10月からスタートする発足当初期の、先般、組織とか陣容が出てきたわけなんですけれども、コンパクトで少人数でスタートすると言っているわけで、そこで扱う人が独立行政法人とか非営利法人で、今までどおりの再就職先に非営利法人主体で行かれる方々を全部このセンターが扱うとなったときに、果たして各省庁が全省庁で数名ずつなさっていたお仕事をこのセンターで受けるわけですから、センターの経営資源といいますか、資源配分から見ても、非営利法人への再就職支援はむしろ発足当初期においては、思い切って各省庁にお任せしても私はいいいんではないかなというふうに、だんだんそう考えるように至りました。

この議論の背景にあるものは、長谷川委員のご指摘はこういうことじゃないかと思うんですけれども、基本的に今このセンターが発足してからちゃんと国民の皆様様に約束したとおりのことができるか、できないかということに対して、できそうだと思っていられる方々の数は私の周りにおいても非常に少ないですね。マスコミの方々も実は私はそうじゃないかと思うんですが、ですからそういう意味では本格稼働期に本当にクリーンな再就職支援機能が果たすようなセンターになってほしいと思うので、その手前のスタート時点から真っ白な形でスタートしてほしいと思われるというご意見が長谷川委員のご意見じゃないかなと思いますので、私はもともとは本格稼働期にクリーンであれば極端なことを言うと、発足当初期はグレーでも構わないぐらいのことを、先ほど申し上げた優先順位が本格稼働期にありますので、そう思っていたわけなんですけれども、ただ、昨今情勢が変わったのはいろいろな問題が天下りに関しても防衛省だとか、社保庁だとかというものが出来ているわけですから、あるいは指摘をかなりされていますので、先ほどの国民の印象

はどちらかという、あいまいな形でのスタートよりは、各省庁に非営利法人へのあつせんは任せるとした方がむしろ私は明確ではないかというふうには思っております。

むしろ私は非営利法人、営利法人にかかわらず、随意契約というか、関係づけがそこに行ったらむしろ行った先の関係によってはグレーだと思われる先は非営利法人であれ、営利法人であれ、再就職支援の先からは外した方がいいのではないかという意見でございます。

○田中座長 その議論はちょっと後でやりたいと思います。

立花さん、どうぞ。議論は2つに分かれておりますけれども、徹底的に議論してもらいたいと思います。

○立花委員 秋池さんのご意見も私もわかるんですが、要するに自分のところをよくしたいために自分は手を染めないというのは、考え方としては私は余り健全じゃないという感じがするんですね。つまり何回もこの場で議論が出ていますように、自営業を除くと勸奨退職を受けた方の8割は非営利法人といたしましうか、そこに行っているというのが現実で、かつ前回の合同懇の議事録だとサブライサイドだけじゃなくてダイヤモンドサイドの声もちゃんと考える必要がありますよということをたしか三菱商事の小島社長は問題提起されたという議事録を読ませていただきましたが、ある意味ではそうで、50歳以降のしかも我々が見たデータだと55歳前後から59までの大体そういった方々が七、八割で勸奨退職で、本来は60まで働く権利があるんだけれども、組織の都合でやめてもらいたいということで、もし民間企業に再就職といっても、なかなかその場が開拓されればいいですけども、8割近いそういった方々が本当に働く場の保障があるのか。ないとすると、恐らくまた下手するともとのもくあみ的になりかねなくて、それだったら私は自分の不慣れな民間企業でやるよりも、役所に少なくとも働く権利として60まで保障されているんだから、残してほしいというのが当然出てくるわけです。今このセンターにも各府省にもあつせんさせない場合に想定される状況ということで、そういうことも予想されますし、また各省にある意味ではちょっとグレーゾーンのところはさせてもいいんだということ、各省だってそれはとんでもないと、それはセンターがやることじゃないんですかということで、恐らくボールの投げ合いになりかねない。そこは何回も繰り返しますけれども、センターで一元化すると、内閣で一元化すると言った以上は、もちろん過渡期のそういった問題もありますけれども、私は当初からこの非営利法人の扱いについても、このセンターでできるだけ一元化した方がすっきりするという感じは持っています。

○田中座長 ありがとうございます。

長谷川さん。

○長谷川委員 だんだんいいところまで議論が来たと思うので、もう一言。

結局、これは私の頭の整理はこういうことです。つまりインセンティブの埋め込み方をどうするか、センターが仕事をするとき、もしも各省あつせんをやっている部門、全部グレーな部分を受ければ、これは今既に動いている世界の話なので、これはセンターが引

き受けをやるときに楽な仕事なんですよ。つまり今までどおりのものをそのまま各省ある意味全部トンネル化されて、水面下で全部セットアップされたところでセンターがそれを手がけるようなことになれば、これは言ってみれば楽な仕事です。だから、そういう楽な部分はセンターには負わずに、センターはあくまでも新しい分野を開拓する、それはある意味大変な仕事ですけれども、大変な仕事はセンターの部分にできるだけ任せて、センターがイージーな、今までのような水面下で全部決まっていこうという楽な仕組みを与えないということの方が大事だと。そこの部分は3年間の経過期間があるんだから、各省そのままやらせておいていいですよ。でも、これは3年後にはその話はないんですからねと、しかも随意契約も独法もこれから見直していくわけだから、どうなるかわからないし、少なくとも今よりはクリーンな形に持っていこうとしているわけなので、そのときにいつまでもお土産つきのあっせんを堂々とやっているような省庁はそのときに重い荷物が最後のところで残ってしまうんですよ。だから、そういうふうに埋め込んでおけば、クリーンな、よりきれいな再就職の方法を考えようというふうに各府省に対してもそういうインセンティブを与えられるし、センターの側にもよりもっときれいな官民交流のあり方を模索していこうというインセンティブが埋め込められるということです。

○田中座長 中野さん、どうぞ。

○中野委員 キャバが足りるか足りないかという観点なんですよけれども、基本的にミッションオリエンテッドだと思うんですね。最初にまずこういう仕事をしなきゃいけないと法律で書いてあるわけです。それに合わせたキャバがどれぐらい必要なかと考えて我々は制度をつくっているのであって、キャバがこれだからできないというのは、それは通用しないと私ははっきり言って思います。仮に民間しか扱わないのであれば、どうして総務省にある人材バンクにやらないのかという議論は当然出てきます。現行だって、人事院の「公正な人材活用システム」がありますし、総務省の人材バンクもあります。民間しかここで扱わないならどうして総務省でやらないのと、どこが違うのと、3年猶予を置くにしても、わざわざ制度改正を何のためにやったのと、それは必ず出てくる議論で、そっちの方が効率的じゃないか。総務省のやつをもっと総務省に人を突っ込んでやればいいじゃないかと、内閣一元化はしないんだらうという話に必ずなってくるわけです。ですから、それはちょっと危険だなと思うのと、あとはこの官民人材交流センターというのは2つ責任を負っていて、1つは官から民へというこれは当然のことだと思います。民間の求人を開拓して、なるべく官の人材を民間に行かせる、これは大きな改正です。

もう一つは、今までだれも手をつけなかった非営利法人の中をぐちゃぐちゃにするというのが一つのミッションなわけです。例えば、厚生労働省の人間が厚生労働省の関連法人に行くんじゃなくて、厚生労働省の人間が全く知らない経済産業省とか財務省とかのところに行くのもこれは一つの改革なわけです。その改革の2つを負っているということを見ると、どう考えても当初からこれは放棄するのは、試行錯誤期間、勉強期間を私には放棄しているとしか思えません。

以上でございます。

○田中座長 秋池さん、さっき手を挙げておられましたね。

○秋池委員 先ほど立花委員の方から、自分の手を汚したくないがゆえにやらないというふうに私が言ったかのように言われたんですが、そういうことでは全くなくて、繰り返しになりますけれども、これは新サービスを立ち上げるということであって、そのときに長谷川委員がご代弁くださったような気もするんですけども、楽な仕事と大変な仕事があれば、どうしても業績をあげたいと考えるセンターの職員は楽な仕事に流れがちになってしまう。そうすると、新規開拓がなされない。独法その他が見直されて、あっせん先がだんだん少なくなっていったときに、就職先が少なくなってしまって、あっせんされない方が出てきてしまうというのがまずいというふうに考えているものです。ですから、本格稼働期にきちんと働く、それから本格稼働期を前に移行期間に将来省庁を去るかもしれない方が自分の将来像というのは、今まで考えていた以外にもこんなことがあるのかもしれないというふうに考えるような事例をつくっていく、そうして選択肢を広げるという役割がセンターのこの移行期間には開発当初期には設けられていて、そこではそれに注力すべきではないかというふうに思っているところ、考えているものです。

○田中座長 立花さん、どうぞ。

○立花委員 私もこのレポート、この報告の中にもたしか触れていたと思いますけれども、それから大臣も何回も国会でご答弁されたとおり、民間の方のそういった分野の再就職先を開拓していくんだと、重点的にやっていくんだと、それは全くそのとおりで、別に私はそれを否定しているわけじゃなくて、だけれども一元化するというので、なぜ各省にそここのところだけ残すのかというのは、私はどうしても納得できなくて、恐らくこれは予算要求する前提が私はどういうはじき方をしたか知りませんが、10億円だとか49人だとかという形で、この辺も前提にも恐らく場合によっては民間企業だけやるんだと、2,500人できるかどうか私はわかりませんが、また50歳以上のそういった方々が本当に民間企業に私は行くというふうに決断するのか、それとも役所に残るという決断をするのか、私はわかりませんが、新規分野で一生懸命努力することは否定しませんが、なぜ、その当初からセンターを介させないというのは、どうしても私は釈然としないんですね。

○田中座長 追加でご発言されるならあれですが、どうも両論とも意地になって議論されているような感じもしますけれども、それはそれでやむを得ません。いつぞや私が言いましたように懇談会ですから、大臣から報告書を書いてくれと言われれば書きますけれども、それは両論ある場合には両論で仕方がないかもわかりません。両論書くということは、政府にそれこそ投げるといって、ご自由にということになりますけれども、そういう形でいいのかなのか。

それから、これは長谷川さんにお聞きしたいんですが、公益法人への就職は従来だと出身省庁というんですか、権限と予算を持っている府省がやるから簡単だったと思うんですよ。そうではなくて、その人の能力と実績に基づいて支援しようと思ったら、あっせんし

ようと思ったら、そんなに簡単なんですか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。簡単ではないと私は思います。

○長谷川委員 それは確かに簡単ではないではないと思います。簡単であるかといったら、この仕事は初めから簡単ではない仕事だと私も思っています。

○田中座長 それから、これは立花さんも言われたように、秋池さんや今日はお休みですけども、野村さんがいつもおっしゃっているように、民間企業への開拓に重点をまず置きたいというのは、これはどなたも反対をしておられません。立花さんもさっき言われたように、反対しておられないんですが、公益法人というものががらりと制度が変わってきた。そのときにも、しかも出身府省庁ではない、予算の裏づけもない、そういう人たちを公益法人にあっせんしようとするときに、これは岩田さんの話によると、公務員の特性を一番生かせる、ほかの省庁であっても生かせるのは公益法人ではないかと。それを最初から自分の庭の前をきれいしておくのは非常に気持ちがいいです、でいいのか、中野さんがおっしゃるようにいずれ自分でやらなければいけないから、初めからやってなぜ悪いのか、これは……。

○長谷川委員 今は独法の話ですか。

○田中座長 公益法人の話です。ただ、公益法人をセンターがやってはいけないと言われるわけでしょう。

○長谷川委員 公益法人の中で随契のないところはいいんじゃないのかなど。

○田中座長 随契の話をやってもらった後で、もう一回また振り返ってやりませんか。

というのは、公益法人制度というのは、これから今後特に税制の上でも非常に優遇されるべきだという意見がいろいろと強く出ております。何でもかんでも行政がタッチするのではなくて、公共空間をだれが背負っていくか、特にその中で公益法人というのは大きな、あるいはNPO法人が非常に重視されている。いろいろ問題を起こしていますよ。それは株式会社がいろいろ問題を起こしているのと同じように、どんな制度でも問題を起こしています。だから、全部アウトということにするのかどうかという、したがって随契とか補助金をやった後でもう一回この問題に帰りますが、とことん議論したいと思えますけれども、いよいよまとまらなかったら、両論併記もあり得るし、さらに極端なことを言うと、懇談会というのは、それぞれの委員の意見を大臣が、あるいは官房長官が参考にして政策をまとめればいいわけでありますから、法律、政令に基づく審議会と違うわけでありますので、ぎりぎりになればそこまで議論しなければいけないと私は思っております。したがって、引き続き株丹さん、随契の資料説明をしていただいけませんか、補助金もあわせてやっていただいた方がよろしいかと思えます。

○金丸委員 座長、すみません、ちょっと一言だけ。

先ほど来の非営利法人を扱うか扱わないかという議論のその背景というのは、皆さんそれぞれ反対のことを言っている意見についても、全く理解できてないという話じゃないわけですね。双方が今の議論に対しては、デメリットとメリットがあって、ある方

はそうすればメリットが多くてデメリットが小さいとかという、そのメリットとデメリットの話だと思うんですね。あるいは得るものと失うもので、得るものがより多いのはこっちじゃないかということなので、一度メリット、デメリットみたいなことでちょっと整理を僕はした方がいいんじゃないかなと思います。

○立花委員 それはメリット、デメリットではなくて、原則の問題だと私は思います。

○田中座長 両方あると思いますが、原則として考える場合、それから今おっしゃるように、現象的に見るとメリットもデメリットもあるかのわかりません。せっかくですから、もし事務局の方で整理できれば、延々とやってもいいんですけども。随契と補助金をやった後でもう一回帰ってもいいんです。委員の皆さんのご要望、ご意見をできればお願いしたいと思います。

○株丹内閣官房行政改革推進室次長 わかりました。

説明の方はよろしゅうございますか。

○田中座長 今のところで打ち掛けにしますけれども、問題の最後のセンターにも各府省にもあつせんさせないという意見はないんですね。今まで聞いたところでは、センターにも各府省にもあつせんをさせないということではないですね。センターがやらない場合は各府省がやる、それは監視委員会の監視のもとでやるということになると、そこまではいいんですね。一番下の問題は、したがってないということで、ここは合意できたわけですね。

続けてください。

○株丹内閣官房行政改革推進室次長 お手元の資料でございますが、8ページ以下のところをごらんをいただきたいと思います。

右肩に資料3とございまして、随意契約等の関係でございます。

政府の契約につきましては、会計法という法律、後ほど資料の中に会計法の条文を11ページの方に入れてございますけれども、一般競争入札というのが原則という考え方でございます。随意契約と呼ばれます特定の相手方と契約をするというやり方というのは例外と、これがいわば原点であると。そういう考え方に立ちまして、政府の中で「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」というのがございます。そこで随意契約につきましては、見直しが進められてきているということがございます。18年の6月に「公益法人等との随意契約の適正化について」というのがそこで定められて、これに基づいて各府省は随意契約の見直し計画というのをつくると。それから、19年の1月にいわば再度「随意契約の適正化について」というものが定まりまして、これに基づいて各省随意契約見直し計画を改定をすると、こういうことでやってきておるということで、両方踏まえまして競争性のない随意契約というのが大体3.4兆円、17年度ベースであるわけでございますが、そのうちの6割強、2.1兆円分というのは競争がちゃんと働く、そういう形に変わると、移行していくということになってきているわけでございます。

次のページでございますけれども、ごく最近の動きといたしまして、この11月2日でご

ございますが、「随意契約の適正化の一層の推進について」ということが決まったということでございます。発端、四角の下の方でございますけれども、10月末に総理の指示がございまして、それを踏まえて決めると、こういうことになったわけでございます。随意契約の適正化を一層推進する必要があると、それから競争性のある契約に移行したと、こういうふうに言っていたけれども、その後でも特定の者以外が実際には満たすことができないような条件、こういうのをいわば役所側が設定をしまして、結果として競争が成立しない、こういう問題が出てきている、それを解決する必要があるということで、決まっております随意契約見直し計画、これを厳正に実施をするのを徹底する。それから、監視体制を充実強化すると。全部の省庁、府省に全部の契約を監視をする第三者機関というのを設置をさせる。それから、政府のフォローアップ体制というものを強化していくという取り組みをまさに進めているというところでございます。

参考として、10ページに契約の分類とございます。

一般競争入札、指名競争入札、随意契約、いわば3種類ある。上の2つが価格でもって競争するというのが決まっていると。契約全体の件数にしても、金額にしても、4割以上で随意契約の方が5割強ということですから、例外と言いながら随意契約の方が件数、金額で上回っている状態、法律的には随意契約に「よるものとされている場合」と「よることができる」とされている場合、二通りに分かれるわけでありましてけれども、相当なボリュームに今現在なっている。

11ページがそのいわばもとになります法律の条文でございます。

12ページの方、参考の2とございますが、先ほども数字的なところ、適正化を図ったらこれだけ変わる、変わったと、こういうふうに申し上げたわけでありましてけれども、どういふふうに考えているかということが左側の方でございます。大きくは一般競争入札、あるいは指名競争入札というのを、左側の方でいきますと競争入札と総称をすると。

それから、随意契約というのがもう半分、下半分にあるわけですが、そこに競争性のあるかないかというので考え方を変えると。これは法律上の先ほどの分類とはちょっと違って、競争性のあるなし、この場合の競争性があるなしというのは、価格に限らないでもって競争すると、こういうことなんですけれども、そういう発想でもって随意契約をさらにきちんと分け直すということにいわばしたと。

17年度実績というのが右側の枠の中の方に入っております。下の方が所管の公益法人なんかの随意契約、それ以外民間が中心ということが上の方にあるわけですが、実績のベースで見ると、随意契約というのが競争性のないもののウエートが非常に高かったと、それを見直しをかけていって、もともとその中の競争性のない方だけを見れば3.4兆円ぐらいなわけですが、6割をいわば区分し直したと、やり直しをすると、こういうことが進んだということでございます。

13ページに見直しをして、実際どういふことでどう変わったというのが左側の方であります。

例えば、防衛装備品、この辺が随意契約が非常に多かったということがあるんだと思いますが、ライセンス国産、特定のところについてのみライセンスが与えられるという、そことしかやれないというのがあるわけですが、そういうものでない防衛装備品については、公募、競争するというところで移行するというもの、あるいは2つ目の左側の丸でいきますと、価格だけで評価ができない場合は総合評価で一般競争入札をしたり、企画で争わせたりする。あるいは3つ目のところ、もともと随意契約だったものであっても、システムの支援、改修等の契約、直しますと。それから、複数年を前提とした云々とあります。国の場合、地方団体も含めて予算単年度でやるものですから、歳出予算だけ考えますと、1年で契約というのを切ってしまうと。リースなんかうまく対応できてないということがありますので、国庫債務負担行為というやり方を活用することによって、競争入札の方に変える。あるいは行政補助的な業務というのは、競争入札に変えると、こういうようなやり方をとっているんだというのが左側、右側の方、やむを得ない、競争的でないということで、しょうがないじゃないかというのが右側の方で、例えば法令なんかで契約先が特定されていると、これは防衛関係のが入っておりますけれども、条約、協定であります。そこでアメリカからしかこういうものが契約先としては妥当でないというふうになっていると、そこはしょうがない。あるいは土地、建物を借りるというような場合には、この場所が最適だというのが先にありますので、その場所の土地、建物を借りる、それが随意契約、さらにライセンス国産、あるいはその他といたしまして、義務教育なんかでの教科書、あるいは電気とかガスとか水道、抗インフルエンザウイルス薬の購入、この辺はしょうがないんだということで分類をし直して、従来型の随意契約というものから競争性をとにかく導入していくというのを進めつつあるということでございます。

14ページが補助金でございます。

国が出す補助金というのは、地方公共団体に出すものが非常に多いわけですが、それ以外も含めまして、国が特定の事務・事業に対しまして公益性があるんだと、だから事務・事業をやるに当たってお金がかかることに別段何か見返りは求めないでお金を出す、そういう定義でございます。

問題になります非営利法人との関係で物を考えていきますと、独立行政法人の場合につきましても、独立行政法人自体が元々、こういうことだということでつくられている法人でございます。国が直接やるというのは、必要はないんだけど、民間にゆだねると実施されないおそれがあるとか、一つの主体にやらせるのが効率的だと、こういうのでつくられるというのがありまして、それを前提として独立行政法人と補助金というのを考えていく必要があるのではないかと。独法の当然見直しというのは、非常に厳しくやられております。必要性のないものについては廃止をされるということだということで理解をしますと、事務・事業に対しての交付される補助金も必要性がなしと判断されれば廃止をされると。

もう一つの公益法人との関係であります。

公益法人というのは、特に改革に伴って今まで以上に民間ということになるわけで、そこに国のお金が必要以上に流れ込んだり、不透明な使われ方がされるというのは問題であるということで、先ほども少しごらんをいただいた中に公益法人の中で、国と関係がある、補助金の関係というのは、これまで取り組みがあったということでありましてけれども、平成14年のタイミングで3種類に分けて見直しの対象というのがあった。それぞれ対応をしていると。

第三者分配型補助金といいますのは、国からの補助金がいわば半分以上だと、それを第三者に再配分する、配分をするというのが仕事というようなもの、それは丸投げをしているということだから、そういう状態を改めると、補助金をやめさせるというやり方、あるいは公益法人を経由させないで直接国が配る、こういうことで直させると。

それから、補助金依存型公益法人、丸抱えと書いてございますけれども、年間収入の3分の2以上が国に依存していると、こういうのは補助金をやめるとか、金額を落としていくとかということで直す。

それから、役員の報酬、これを国が助成するというのも全部やめる。こういうことで、非営利法人と補助金の関係というのは、従来から取り組みというのは来ておるといのが現状でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

今の随意契約、補助金についても、こういう資料が要るのではないかとということで私が事務局をお願いして用意してもらったものです。十分かどうか、いろいろこれからの議論でまた新しい要求があるかもわかりません。

今の資料説明について、随意契約、補助金あわせてこのセンターとの関係で皆さんに議論していただきたいと思えます。

これをやっている、さっきの公益法人の問題ももう一回やることになるかもわかりません。それはそれで結構だと思います。

長谷川さん、どうぞ。まずは質問でもいいですよ。

○長谷川委員 さっきの話の続きなんですけれども、つまり、独立行政法人もセンターが扱うとなった場合、センターはこれから毎年、毎年どのくらい実績を上げるのかというのが全部透明化されているわけなので、要するにそれを扱わないとはっきり言ってとてもこれは大変なこと、難しい仕事になる。つまりひよっとしたらダイヤモンドサイドゼロだということだったら、センターをやっていく、立ち上げてみたけれども、センター経由で再就職した人は全然数字が上がらないということになるかもしれないんですよ。でも、今のシステムをセンター経由で再就職する人の数、これはこれから毎年1、2、3と見ていくわけでしょう。そのときに、今の各省あっせんの部分もセンターが引き受けるとなったら、これはある程度の数字が上がるでしょう。でも、それはだめよとした場合はセンターは全く新しい就職先を探していく努力を一生懸命しないと、その実績が上がらないことになりますよね。それは汗をかかないとこのセンターは機能しないというふうによ

て埋め込めるわけですよ。私はそういう立場に置くことによって、初めてあなたたちはこれから全く新しい分野に挑戦して開拓もしていき、各省もそういうマインドで人材を育てていかなければならないんだよというインセンティブがそれによって僕は埋め込めることができるんだと思うんです。

一方、各省の側に立つと、これまでどおりのあっせんをやるならそれは楽でそこその人数は上がっていくでしょう。でも、やがて独立行政法人の水準はストリームラインされ、しかも随契とか補助金も見直しされ、3年後にはより厳しい状況になって、最終的には各省あっせんはなくなるわけですから、そのときに皆さんが各省においても民間の開拓とか、そういう人材育成とかというマインドを持って3年間を過ごさなければ、3年後はあなたたちの省の出身者は行くところがなくなりますよと、こういう話になるわけですね。それによって初めてこれは大変だということになって、物事を進めていこうという話になると思うんです。

もし今のものをシステムをそのままセンターが丸抱えしたら、はっきり言ってセンターはこれから1年、2年、3年とそこその実績は上がってしまうでしょう。それによって、何かあたかもセンターの再就職機能というのが機能しているかのように見えるけれども、こんなことはあってほしくないことだけれども、ひょっとしたら今の実態がそのままセンターにトンネル化されただけになってしまうかもしれない。そのことをおそれるわけです。だから、センターはやらずに数字が簡単には上がらないように、そういう意味では重い荷物もセンターに負わせた方がいいということでございます。

○田中座長 今のご発言でわからないところは、トンネル化するというのはどういうことがトンネル化するというのか。各府省が今やっている権限と予算はセンターはないんです。そうすると、トンネルでそれが同じというのはどういう意味ですか。

○長谷川委員 だから、こんなことはあってほしくないことだけれども、全部センターを経由しているように見えるけれども、水面下で話をつけて決めていくということです。

○田中座長 それも皆さんのルールのところに書いてあることをやると、そういうのは禁じられているんですよ。だから、どういうものをトンネルと言われるのか、ちょっと定義してください。

○長谷川委員 法律で禁じられているからといって犯罪がないなら、この世に犯罪はないわけ、物事が悪いことが起きるのは、そこにはインセンティブがあるからなんですよ。だから、そのインセンティブができるだけセンターには私たちはそういういわばハイグレーな部分を手がけるのではなくて、新しい仕事を開拓していかなければ、このセンターの実績というのには上がらないんだというふうに設計をした方がよいということです。

○田中座長 わかりました。

私は必ずしもそうは思わないけれども、ご趣旨はわかりました。

○長谷川委員 要するに、だからだめだと言って禁止されているから、世の中にそういうことはあり得ないということはないでしょう。

○田中座長 ほかにどうぞ、ご質問もあるかと思うんですが。

金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 ちょっと質問してよろしいでしょうか。

先ほどの12ページに随意契約の見直しの図がございましたよね。

それで、これを見ると、競争性のない随意契約が結果的にはすごく減って、競争性のある随意契約に移ったという図なんでしょうか。

○株丹内閣官房行政改革推進室次長 右端の見直し後のところなんですけど、3つに分類されておるといことで、例えば上の方からいきますと、競争入札等、それから企画競争・公募、それから競争性のない随意契約と分かれております。つまり所管公益法人以外との関係でいきますと、競争入札等のところが6,451億円、つまり今まで随意契約であったものから競争入札に変わったものもある。その次の部分、企画競争・公募とかというので4,351億円というところがあります。これは随意契約ではあるんですけども、競争性のある、つまり一つの相手だけでやっているわけじゃないと。

随意契約だけでも、競争性があるというのは、何となく矛盾するように響くと思うんですけども、そこは価格以外、値段以外で競争をする。その結果、絞られた相手と契約をする。法律的には随意契約なんだけれども、競争性はあるんだと、こういう整理ということで説明できると思います。残る部分、競争性のない随意契約というのがまだ5,212億円あるとも言えますけれども、そのところはその次のページなりでござらんいただくように、やむを得ないと思うのかどうか、ちょっと本当の細かい内訳までは全部私もフォローし切れておりませんが、基本的に言えばこういうやむを得ないということを中心に競争性のない随意契約がまだ残ると、こういうことかと思えます。

○金丸委員 そうしますと、この12ページの左側の図の網かけのところから随分改善がなされたように見えていて、この白い部分の競争入札とか増えたことにはなっているわけですよ。だけれども、この9ページ目で「随意契約の適正化の一層の推進について」というような取り組みのご説明がありましたけれども、この②のいわゆる競争入札等に移行したかを見て、ですから網かけじゃない白い部分にも実は問題があったということの理解でよろしいんでしょうか。

○株丹内閣官房行政改革推進室次長 はい、私もそのように理解をしております。

つまり見かけには競争しているんだということなんだけれども、よくよく条件を見てみると、ある特定のところしかエントリーできない。そういう条件であるとする、競争性があるように見えて実は競争性がない。あるいは競争入札のところにおいても、形だけ競争入札になっていて、しかしどんなに手を挙げても最初からはじかれちゃう、最後までたどり着けない、こういうようなことがあるのではないかと。したがって、分類だけではなくて、本当にちゃんとやる、こういう必要性があるという理解であると思っております。

○田中座長 例えば、道路公団の民営化のときの例で言いますと、あそこにファミリーって沢山あるんです。競争入札をすることに一応なっておるんですが、入札参加条件、つま

り、入札できる条件を見ますと、例えば典型的に高速道路の工事をやった経験のある会社だとか、そういう人が何人かいる会社でないとだめだと。新規に立ち上げて入札に参加しようとしても、県道なんかで経験のある会社でも参加できないんです。だから、結果において今までの会社が、ということはファミリーの会社が入札というんですか、単独で引き受けて、競争という名のもとに特定の企業が引き受けていると、こういうのはたくさんあると思いますね。道路公団の話で申しわけないけれども、そういうのがあります。

もちろん今日の資料に出ていませんけれども、競争入札をさせていても、なお、談合がありますよね。例えば、緑資源機構で問題になりましたけれども、これは独法で、競争入札なんです。10社ぐらいでの入札です。しかも、今言ったような、さっき道路公団で言ったような条件もないんですね。ところが、官制談合だったということらしい。談合というのは、なかなか中にいてもわからないんですが、そういう談合の問題が別にあるんですけども、それは天下りがあるから談合が発生したのか、談合をやっているから天下りなのか、これは両方あると思いますけれども、なかなか難しい問題がありますね。

中野さん、どうぞ。

○中野委員 この問題はある程度くさびを打ち込まないと、なかなか理解は得られないんじゃないかと思います。

一般に国家公務員と違って、天下りがないと言われている地方公務員なんですけれども、これも天下りがあるというふうに言われて、どんどん、どんどん、都道府県でもやっているんじゃないかと言われたときに、最初の突破口は随契、公共事業から入っています。そこからあるんじゃないかと言われて、たしか知事会がいろいろな委員会をやって、そこから天下り禁止ということを出しています。ですので、天下りありきではなくて、随契、公共事業の契約から天下りに来ている。

もう一つ今回の防衛省の疑惑でもそうですけれども、もともと防衛の問題というのは日本に限らず、アメリカだって産学官複合体と言われて、非常に汚職の発生しやすい、元々、分野だと言われています。その意味では、随契と天下りというのは何らかの形で関連させて議論しないと、全く別物だというのは、これは全然国民の理解を得れないと思います。そのときちょっと難しいのは、民間に随契しているところはすべてだめだというふうになったときに、恐らく非常に随契になじみやすいものがあるわけですね。コンピュータシステムを僕はやったことがあるんですけども、2年目以降はシステムを一たんつくってもらったところにその会社になっちゃうんですね。そうすると、例えばそこには全く行けないということになってしまうと、今回の法改正はどういう意味があったんだと、つまり事前規制をなくしたのに事実上行けなくなっちゃうんじゃないかと。

それで、この先を調べてみないとわかりませんが、これは全部大企業がつらつらつらと出てくると、すべてアウトという話になってくるものですから、民間は非常に扱いが難しい。ただ、非営利法人は随契の先は行かせない、もしくはその違うところに行かせる。例えば、厚生労働省が随契をやっている先に厚生労働省の人間は行かせない、総務省

の人間を行かせるとか、そういった仕組み方はしていかないと、国民の理解は私はこれは得られないというふうに思います。

以上でございます。

○田中座長 実論に基づいたご議論です。

ほかにございますか。

立花さん。

○立花委員 今の中野さんのご意見は私もなるほどなという感じで聞かせていただいたわけですが、ちょっと冷静に考えてみると、随契が悪で一般競争入札が善という、そういった前提に立つと、例えば一般競争入札でも1円で落札とか、とんでもないケースもありますし、随契でも例えば今、中野さんから話があったように、みずから特許を開発して、それでそことしか商品を調達するためには契約できない、契約するしかないといった随契にする場合、それが全部悪かという決めてそうじゃないわけで、ですから私は今せっかく先ほど事務局からご説明あったとおり、総理のご指示で随契の改革をやろうというわけですから、これはこれで世論の関心も今こういう防衛省絡みの問題もあって、非常に関心が高いと思いますので、これはこれできちっとウォッチしていくにしても、だからといって随契の相手方に対して、このセンターが一律に再就職支援を行わないというのは、ちょっと私は短絡的過ぎるんじゃないかなと。随契をいろいろ調べていくと、いつの随契のことを言うのかとか、これからのケースもあるでしょうし、いつの時点のことを言うのかとか、あるいはたまさか過去ある年だけ随契をやったってその後はないとか、恒常的についてとか、いろいろなケースがあると思うので、なかなかその辺は大企業の場合でも各事業所ごとに契約を結んでいて、随契なのかそうじゃないのかというのが全部調べるとしても、なかなかそう短時間にわかりにくいというのがあって、一律について、だから悪だ、けしからんという、だから再就職支援はだめだというのは、ちょっと私は短絡的じゃないかなという感じがします。

○田中座長 これは私はちょっと立花さんとか金丸さん、あるいは秋池さんにお聞きしたいんですけども、民間会社がみずからの工場を建てる時、施設を整備するときとか、これの競争入札したこと、聞いたことないですよ。私はある社長連中の集まりで、民間では競争入札するんですかとお聞きしました。したことない、しなくても株主総会はきちんと説明がつくというんですね。どういう論理でそうなるんですかと、そこから先は言いませんが、いろいろ説明してなるほどなと思ったことがあります。

つまり、聞きますけれども、そういうことを踏まえてちょっと意見を聞きたいんですよ。官しか競争入札はないのか、民間でもあるんだろうと思うんですけども、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

どうぞ、秋池さん。

○秋池委員 民間だから競争入札をしない、競争入札という言葉ではなくて、見積もりをとって、一番いいサービスを一番安く提供する人から買うというのは、これは今日におい

ては経営の基本といたしますか、これを活かしたのは多分カルロス・ゴーンさんで、調達費用削減目標を立てて、それができる人を選んできたりとか、みんな必ずやっています。もちろんこれはこの人しか買えないとか、この地域はこの業者しかいないとかということも地方の工場なんかだとあるかもしれませんが、それでも最大限利益を上げるためには考えるというのが当然になっていると思います。

○田中座長 私もそういう答えを得ました。合見見積もりをとって、というよりは一番信頼のできる、例えば建設工事ならここが長いつき合いだし、一番安くしてくれる、しかも安全だと、技術までちゃんと頼む方が、あるいは頼まれる方も知っているんですね。そういうこともおっしゃっていました。そこら辺はどう考えるのかなど。

○立花委員 別にトヨタに限らずですけども、もちろん相見積もりということがありますけれども、要は民間からいかにしてコストが安くて、いいものを調達するかということで、民間からいろいろ知恵を出させるんですね。自分たちはこういうターゲットがあると、マンデートがあると、それを達成するためにいろいろな提案を出してもらいたいということで、いろいろ交渉していく中で、単に値段が安いだけじゃなくて、新しい技術を入れて、結果的にはその方が長い目を見た場合には、見かけ上値段は多少高くても、長い目で見たら得というケースもあるわけで、その辺、要は納入業者の創意工夫をいかに発揮させて、彼らが努力すればそのメリットは全部自動車会社が取っちゃうじゃなくて、彼らが従来以上に努力した分について、おまえも努力したんだからおまえが半分取れと、もう半分はおれにももらいたいということで、ある意味どうやって値段と品質なり、あるいはトータルの意味での競争力を持った資材なり、あるいはプラントなり施設をつくるかということで、民間の創意工夫を発揮させるための知恵を出すことが調達の場合に一番大事だということなんです。

○田中座長 立花さん、そういう前提に立ってこの問題をどういうふうにか考えたらいいんでしょうかという質問なんです。民間のことはよくわかりました。

○立花委員 ですから、私は本当は官と民の契約の問題は実は残された最後の民と官の関係であり、天下りと絡んでいるというイメージがありますけれども、契約の問題が実はまだまだ改善すべき余地がありということで、この随契約の改革もこれはこれで一本だと思えますし、それからあともっと言わせていただければ会計法だとか予決算だとか、あるいは地方自治法だとか、値段だけで決めるということがいかにおかしいか、アメリカも実はそんなことはやってないんですね。その辺は公共調達の改革という面で、残された私は改革だと思っています。

○田中座長 ありがとうございます。

長谷川さん。

○長谷川委員 私は企業経営者でも何でもないので、この問題は要するに民間の場合はでたらめをやったらつぶれるんですよ。国や地方自治体の場合、でたらめやってもつぶれないんですよ。そこが問題なんですよ。民間は随意契約をやったって、競争入札をやっ

たっているんです。やがてつぶれるんだからでたらめをやったっているんです。民間の場合はそういうガバナンスが働いているんですよ。国の場合は幾らむだな金をやっても、それはつぶれないから、基本的なガバナンス構造が違うわけ。なので、国はできるだけむだな金を我々の税金をむだにさせないためには、チェックを厳しくするために、ぎりぎり、ぎりぎり絞り上げるような仕組みをビルトインしなきゃいけないという話がかもともとの話なんですよ。

○田中座長 一つの基本的な考え方です。

中野さん。

○中野委員 今の民間はガバナンスがきいて官はきかないというのは、確かにそうだと思います。ただ、民間もガバナンスがきくとっても、ガバナンスがどれぐらいのスパンできくのかと、民間企業で全く違うわけで、いいかげんなことをやっても10年つぶれないところもありますし、それは極端に官と民を余り比較するのはよくないと思います。ただ、それにしてもおかしいと思うのは、この表を見ていて、競争性のない随意契約、これだけ極端に圧縮できるというのは、相当むだがあるという、これはあかしでして、これを天下一と全く絡めないというのは、どう考えても理解が得られると思えないですね。

これはここまで圧縮できるというのは、相当むだが発生しているという何ものにもかえがたいあかしで、競争性のない随意契約、これは2兆1,844億が7,200億に減っているわけで、これは恐らく独法がその下の公益法人とやっている随意契約というのもどんどん入れ出すと、相当なものがもっと出てくるような気がするんですけども、そういう意味では絡めた方がいいですし、それから調達に関して言いますと、ただイギリスなんかは調達庁というのをつくって、調達部隊は全部民間から採用しています。公務員には全くやらせていません。それはなぜかという、民間の方が安く買うノウハウがあるからです。公務員にはそういうノウハウが全くないので、全部調達は任せています。もともと国会でも、歳入庁と同じような話で調達庁をつくるべきじゃないかという議論もあります。ですので、その意味でもここは絡めて議論しないと、随契と天下一は別よというのは、私はちょっと国民世論的には相当イメージがこれは悪いと思います。ここを放っておく方がイメージが悪いと思います。

○田中座長 金丸さん、どうぞ。

中野さん、ちょっと後で追加的にご質問があるんですけども、金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 今度の改革のゴールの言葉の中に、いわゆる能力とか人物を評価してもらった再就職というのをうたい文句にしているわけですよ。そうすると、能力とか人物の評価ではなかったと思われるような再就職は私はすべきじゃないと思います。ですから、私の今日ご用意させていただいたペーパーでは、随意契約という表現で、随意契約先は非営利法人、営利法人問わず、政府と関係のあるところには行かないという方が私はクリーンだと思いますし、それから政府と仕事をしてない企業の数の方が私は多いと思うんですね。ですから、本当にクリーンを目指すのであれば、随意契約に加えて、先ほど競争入札もい

かがわしいという座長のお話等もありましたので、だから契約をそれこそ僕は監視委員会等でも見ていただいて、本当に合理性のないような、あるいは疑いの可能性のあるような先には行かないという方が私ははっきりしているんじゃないかなと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

今の点も含めて中野さんに聞いてみたいと思ったんですが、そのこととつまりセンターのあっせん業務との関係をどうすべきかという点について、一言お願いします。

○中野委員 ですので、私は民間がどれだけこの企業と随意契約とまず出した方がいいと思います。民間は規制してしまうと、恐らく相当行けないところが出てきて、大企業が随意契約を全部やっている、大企業にはだれも再就職できなくなりますので、ここはちょっと慎重にやるべきかなと思います。ただ、非営利法人の方は厳格に見るべきだと思います。ここにみんな国民の注目が集まっていて、各省と随意契約をやっている公益法人、もしくは各省の関連の独法と随意契約をやっている公益法人、ここはいっぱいあるわけで、ここはちゃんと再就職するときに見るべきだと思います。それで、相当額があったりとか、相当密接な関係があるところには行かせない、違うところに行かせるみたいなことをしなきゃいけないと思います。

○田中座長 今の中野さん、あるいは金丸さんのお話は総理のお声がかりで9ページにこういう措置が講じられる、第三者委員会もそれぞれ置かれる、監視も行われる。その上で、このセンターとの関係をどうするかという議論なんですけれども、大体お話で私は理解できますが、整理しますと、絶対やるなということではなくてという前提のようにお聞きしました。

確かに、随契は危険が伴う、契約自体国の場合、おっしゃるように非常に危険が伴うと思います。そういう中でどうやってやるか。しかも各府省が自分の権限と予算を持っていたらなおさら従来問題だったと思いますね。中野さんのおっしゃる全体にこれぐらいむだがあるという話は確かに私も驚きました。その上で、今度は各省からは今までどおり権限も事業といいますか、予算も各府省持っている。それを各府省にやらせるんじゃなくて、センターが今度はとにかくあっせんというんですか、実質サポートということであっせんしていくと、そこは本当に意味があると思うんですね。センターがどういうふうに判断していくかという問題だと思います。

それで、議論は事務局に整理してもらって修文する必要があるかどうか、私たちの素案について、それともう一つ今日秋池さんと金丸さんからペーパーが出ているんですが、その前に今日いらっしゃらないけれども、野村さんから出されているペーパーは配ってありますか。

これは10月29日に野村さんから提出されたペーパーで、(3)民間人への就職あっせんは行わないと、それでそのときに私はこの民間人というのは何ですかと聞いたら、野村さんのお答えは公務員だった人が一たん民間人になって、その民間人になった人の就職あっせんはしてはいけないということ、この民間人は、だから、公務員のOBということなん

ですね。でありますから、俗に言う「わたり」の話であります。この点について、それぞれ皆さんどういうふうに思われるか、いずれ野村さんのお話は即禁止、来年10月のスタートになるまでにもそれはやめるべきだという当初のご議論でした。これ時点は書いてないけれどもそういうことです。だからセンターの設計そのものからは外れますので、今日は素案の別添にしておりますが、6つしか書いてありませんけれども、その7つ目に入れてくれというような議論だったと思います。

議論は十分していきたいと思しますので、そういうことは即やめるべきだと。そこで、情報提供もやってはいけないと、こうするのか、もう一つは一般的な情報提供を越えてやるのはいけないけれども、一般的な情報提供ならよろしいと。これは国会でも議論があつて、大臣はお答えになっていると思うんですけども、あるいは総務省の人事・恩給局長ですか、ご答弁になっているんですが、単なる情報提供は違法ではないと、ただ野村さんは違法ではないかと、こうご主張なさっています。それについて、私どもが制度懇に意見を申し上げる場合でも、やっていただきたいという場合でも、すぐにやっていただきたいという話なんですけれども、それは全面的に要するに一般的な情報提供でもやってはいけないと、こういうのか、一般的な情報提供はよいが、それを越えてやる場合はいけないというのか、この辺はこのペーパーからは必ずしもはっきりしないんですけども、分けて議論しなくちゃいけないんじゃないかなと。

一般的な情報提供を越えてという場合はどういうことかという、強く要請するとか、こういうポストにつけてやってくれとか、あるいはちゃんと個室を与えてやってくれとか、車をつけるとか、そういう極端に言えばそういうことは今までも聞いていましたけれども、そういう単なる情報提供を越えて要請するというのは、これはノーでしょうけれども、一般的なのはよろしいというふうにするのか、2つ考え方がありますが、どちらかを7として加えるかどうかということは、また別途議論することにして、野村さんのこの点についての意見を皆さんどういうふうに思われるか、皆さんのお考えを聞いておきたいと思ひます。

金丸さん。

○金丸委員 別紙のところにこの「わたり」につきましては、第1回目ぐらいの会合から野村先生はずっとおっしゃっていた強い意見でございますので、我々の会議体で出た主要な意見の一つとして別紙には私は書くべきだと思っております。

それと、そのときの今の情報提供の話なんですけれども、例えば私どもの会社にも私どもにいた社員が転職をしていて、その転職の候補先から問い合わせがあるわけですけども、そんなときには当社の人事部の人間がべらべら、べらべらその個人のひよつとすると不利益になるようなことは、話してはいけないわけですし、そのときの確認というのは、例えばやめ方が懲戒免職だったかとか、本当によほど問題があったか、なかったかぐらいの問い合わせぐらいしか我々は答えられないわけですね。

今回もいわゆる「わたり」のあっせんをまたなさるような可能性があるんじゃないかと

いうふうな懸念をもともとから持たれているわけですから、私は実態としては再就職のときに余り貢献しないであろうと思われるような情報を開示するという方が私はむしろおかしいと。もし再就職先の候補先の組織体がある人が本当に有用な人物かどうかについては、本来はそういう情報というのは非公式なルートで個人的なつながりから、例えば私どもの会社ですと、どこかの会社にいらっしゃる人をヘッドハンティングするときでも、わざわざそんなところに直接は問い合わせしないわけで、友達の友達だとか知り合いの知り合いだとか取引先だとかというところの非公式、インフォーマルな情報に基づいて我々は採用するかということをやっつけておりますので、私はむしろ国民の懸念を払拭するためにも、そういう情報提供も特にはしないということで私はいいんじゃないかと思います。

○田中座長 非常によくわかりました。

ほかにありますか。

立花さん、どうぞ。

○立花委員 金丸さんのやり方はスマートなのかもしれませんが、この懇談会で各省から伺ったときに、「わたり」の問題が当然話題になったわけですね。各省の方は情報提供をやっていますというおっしゃり方だったわけですね。

昨日もちょっと私は東大の法学部の行政法の先生のところに行って、公務員制度について非常にご造詣の深い方なものですから、いろいろ意見交換して、こういう議論があるんですがということで、どう考えたらいいですかねということをやっつけてディスカッションしてきたんですけども、その先生に言わせると、その辺は所詮、水掛け論になってしまうのではないかということでした。来年10月以降、このセンターが発足した時点以降は、やめた人に対してはあつせんしないと、関与しないという、これはこれできっちり罰則つきの規定がかかるわけですが、今、座長がおっしゃった一般的な情報提供、これはやめろと言われても執務時間外とか土日まで入れればチェックしようがないわけですから、いろいろなやり方はあるんでしょうから、情報提供を一切いかにいっても、これは事実上はなかなか難しいんだらうと私は正直言って思いますね。だから、座長おっしゃったとおり、それ以上越えてさらにまた上乘せして、あれやってほしいんだ、これやってほしいんだというのは、これはちょっと論外だらうと私は思いますね。

○田中座長 わかりました。

ほかにございますか。

○長谷川委員 金丸さんのおっしゃったことに尽きると思っていて、これは情報提供を除きなんてわざわざ文章で書いてあげる必要は全くないと思いますね。つまり官が民間人の個人情報を提供すると、就職に関してというようなことを何で文章で書く必要があるのと、私はそれははっきり2回目は禁止と、素直にそれだけ書けばいいだけの話で、あと金丸さんのおっしゃったように、情報提供の話というのはインフォーマルな部分で、友達の友達とか、そういうところで流れるんじゃないでしょうか。

○田中座長 ありがとうございます。

中野さん、どうぞ。

○中野委員 私もこれは野村先生がずっとおっしゃっておられた話で、しかもほかの課題に比べても極めてこの委員会のマターに近いマターですから、明確に書くべきだと思います。

ただ、思うのは、実態論がどうのこうのというよりも、基本的に各省あっせんというのは民間人であろうが公務員であろうがやらないというふうになっていて、ここは人材交流センターは公務員しか扱わないわけですから、実は宙に浮く存在になってしまう。つまり「わたり」は原則的にはできない話になっているので、そこは余り深く議論しても意味がなくて、ただこの委員会の理念としてはそれはやらないと。特に生活から考えても、一番生活の心配の要らない人になってくるので、やめた55歳の人とかは確かにいるかもしれないですけれども、70とか80の人がまた次の行き先のためにわざわざというのは、一番必要性から考えても要らないところで、むしろそれだったら55歳とか58歳とかの人のための生活のために一生懸命やる方が、力の注ぎ方としても極めて建設的だと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

私が2つ示したことについて、前段の方でも立花さんを除いては大体やるべきではないと、情報提供であってもそんな必要はそもそもないというご意見が大勢だったと思います。

また、立花さんがおっしゃるようにチェックのしようがないじゃないか、黙っておってもやるじゃないかという話もあることはあると思うんですね。ただ、チェックのしようがないというのものもあるかもわからない。あるいはこれは国会でのご答弁だと、職務専念義務違反ではないというふうに私は議事録を読んで受けとめましたけれども、そういうことでもありますが、皆さんのお話はわかりましたので、どういうふうに字に落とすかはちょっと考えさせてください。私の前段のお話を受けて書いてみたいと思っております。

それから、もう一つ実はこの前合同懇で、立花さんはお出にならなかったんですけども、ほかの方は出ておられますが、小島委員から私どもの素案をお読みになって、サプライサイドの考え方に立っておられるのではないかと、ダイヤモンドサイドのそれがないじゃないかと、ないと言い切っておられるわけじゃないんですけども、そこら辺はどうなっているのかというような懸念が示されました。よく読めばちゃんと書いてあると思うんですけども、ただそういう議論が提起されましたので、それについてご出席だった皆さん、あるいは立花さんは欠席されましたけれども、小島さんのそれをお読みになってどういうふうに受けとめられたか、我々の今のペーパーの素案では足りるのか足りないのか、そういうあたりひとつご議論いただきたいと思います。時間が迫っておりますが、今日は金丸さんと秋池さんからペーパーを出しておられますので、それは大体私も見てわかることはわかるんですが、どういうふうに扱うか、この議論が済んでからやりたいと思います。何か今の問題について。

秋池さん、どうぞ。

○秋池委員 デiamondサイドの議論のことは、確かにセンター懇では数値で調べたとい

うことはないんですね。ただ、この問題も申し上げたんですけれども、産業再生機構の仕事をしていたときの地方を見ていたときの実感としては、これを数字で言えないところが弱いといえば弱いんですけれども、省庁におられた方が受けてきた教育というのは、中にいらっしゃるとわからないと思うんですけれども、外から見るとこういう方がいてくださるといいなということはあるわけなので、ディマンドが全くないということはないんじゃないか。そのことについては、今回の素案の中にちょっと正確な場所は忘れてしまったんですけれども、地域再生に資するとか、そんなようなお言葉を入れていただいているので、よろしいのではないかと考えています。

ちなみに、すべての省庁からの方が地方の企業に就職するかと、それは御本人の希望もありますし、あるいは受け入れ側の相性の問題とか、どういう方が欲しいというのもありますから、圧倒的多数がそういうことになるとは言いませんけれども、でも全くないということはないと私は確信しております。

○田中座長 その点は金丸さんも何回かおっしゃっていたという記憶があります。

中野さん、どうぞ。

○中野委員 ちょっと違いまして、ディマンドサイドの議論はほとんどなされていないと思っています。確かに、個別の事例はどこどこ出てくるんですけれども、個別の事例をどこまで一般化、普遍化できるのかというのは、全然ちょっと見えてこないんですね。前も言いましたけれども、冷静に考えれば人の転職行動なんてものは、公務員であろうが民間であろうがマスコミであろうが学者であろうがほぼ一緒なんです。民間の人は関連業界にまず転職を考えるし、学者は学者、違う大学に移ろうとするし、マスコミの人は自分のコネを活かして、フリージャーナリストでも何でもいいですけれども、マスコミに行こうとする。

公務員だけ全く違う行動をとるという前提で物事を考えるのは、そういう考え方に立ってこういう制度設計してしまうと、再就職できない人がいっぱい出てくるんじゃないか。ですから、過去のであれば今から時間が足りないかもしれないですけれども、どういうところに具体的に受け皿として考えられるのかと。例えば、地方で年収幾らとか幾らというふうにどういう企業があって、どこら辺に具体的にはめ込めるのかという検討をやったかと言われると、私は素直にやってないと、そのサイドのことはこの委員会で全く検討はしていないんじゃないか。むしろ個別の経験とか自分の考えとか自分で本で知ったこととか、いろいろなことをとうとうと述べているだけであって、そこは数値であるかどうかは別にして、こういう客観的事例があると、これがそこまで適用してこれだけ人数が求められているというのは、私は正直やってないと思います。ですので、前の指摘は極めて正しいと私は思いました。

○田中座長 野村さんの問題点に対してどうぞ、立花さん。

○立花委員 小島さんが問題提起されて、簡潔要領を得た非常にいい私は指摘だと言って、なるほどなと思って、あそこは私もどきっとしました。

私もいろいろこの懇談会の場で発言させていただいたり、あるいは民間企業の方々のところに伺って、再就職の問題についてはどう考えるのかということで、いろいろディスカッションして、これに関連して御用聞き的なことをやりながら感じたことですが、皆さん方は50歳代というと、しかも55から59、なかなか正直言って難しいよねと。その場合でも、1つは専門的能力があるかないかでちがう。企業の場合には、日本からなかなか利益が出ないものですから、国際展開、グローバル化の中で利益を稼いでいくというようなこと、それから国際展開を支えるような人材、そういう専門的能力を持った方に対するニーズは高い。それと、30歳代とか40歳代の中堅については非常にニーズがあると思うんですけれども、50歳代になると再就職の方も意識を変えていただいて、ドリームクラッシュという要するにこれまで持っていた再就職への甘い夢を壊すんだというようなことを私は再就職支援会社の方に会ったときに言われましたけれども、そういった本人の意識改革も大事ですし、なかなか50歳代以降になると、正直言うとなかなか再就職の先が難しいというのが一般的には言えるんだろうと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

時間も押していますが、せっかく今日配ってあるものについて、簡単に説明したいと思います。まず最初に私の方から報告書の3について、前回から修正した部分を「てにをは」なんかもありますし、皆さんのご意見を伺って直したものがございます。それをちょっと申し上げたいと思っております。

素案のページを繰っていただきたいんですけれども、またこれについて、修正についてご意見があると思いますが、次回になると思います。次回はどうかというのは、また後でご相談したいと思います。

まず最初に、全体の構成なんですけど、当初別添を引き離しておったんですけれども、報告書本体と一つづりといたしました。この別添の事項というのは、本来制度設計を与えられている私どもセンター懇のミッションの外であるというふうに理解しておりますが、将来的にセンターが最大限機能するために必要な事項との委員のご意見を踏まえまして、自分の考えを曲げてと言ってはちょっと大げさでありますけど、皆さんのご意見を十分聞いた上で報告書と一つづりとしたと、こういうことであります。

それから、1ページの下の方、「はじめに」のところであります。(2)のセンターの役割のところの「各府省による予算と権限を背景としたあっせんではなく、中立的なセンターが再就職を支援することにより、再就職の相手先となる法人は、真に適性と能力があるかを判断して、採用を行うことができるようになる。換言すれば、センターの役割は天下りの根絶と市場価値での再就職の実現である。」という文言を追加しております。これは立花代理や長谷川委員の意見を取り入れて、そういうふうにした方が意義を明確に説明することになるのではないかと理解したわけであります。

それから、2ページの「はじめに」の最終段落、実は今日は金丸さんからも意見が出ておりますが、これは今日出る前までに整理したものでございますので、ご了解いただきました

いと思います。改めてまた考える必要があればと思います。

この2ページの下「はじめに」の最終段落でありますけれども、「退職公務員あっせん業務のセンターへの一元化が行われる平成23年度までに実現されることが望ましい制度改正を行う課題について」というのを「センターが「本格稼働期」においてより一層機能するための制度改正を伴う課題について」にします。これは金丸さんの以前のご意見を踏まえた「望ましい」ではなくてピシッとした表現に変えたということであります。

それから、3ページの中ほど、センターの目的と制度設計でありますけれども、「経過措置」を削除しました。これは「はじめに」の2ページの部分で既に趣旨を書き込んでおりますので、重複を避けるということであります。

それから、3ページの下の方であります。再就職支援の対象となる職員の範囲、退職事由のところであります。

「本格稼働期」には、「発足当初期」の対象に加え、自己都合で退職する者のうち一定の希望者に対しても、センターにおいて適切な再就職の支援を行うようになることが望ましいということに対してペンディングをつけております。これは次回ぜひ議論してもらいたいんですが、立花代理の自己都合退職者に対してまで税金を使って手厚い再就職支援を行うのかというご意見がありまして、それを踏まえてこの点については改めてご議論をお願いしたいということでもあります。

それから、4ページの中ほど、再就職支援の対象となる職員の範囲、センターへの登録でございますけれども、「組織の改廃等による分限が行われる予定の組織に属する職員予定者については、退職勧奨予告を受けた者はもちろん、それ以前でも本人が希望した場合には、センターへの登録を可能とし、センターの再就職支援の対象とする。」と。これを「組織の改廃等による分限予定者についても、センターへの登録を可能とし、センターの再就職支援の対象とする。」とし、場所を「センターは登録を行った職員が」の前に移動すると、これは退職事由の部分と平仄を合わせたということでございます。

それから、4ページ中ほどでありますけれども、再就職支援の対象となる職員の範囲、センターへの登録でございますが、「センターは、登録を行った職員が退職勧奨される際に彼らの再就職支援を実施するほか、登録済の職員が自発的に再就職支援を希望した際には支援を行うこととする。なお、登録の有無を含む登録内容（自発的に再就職支援を希望した職員のものに限る。）については、出身省庁に対するものを含む守秘義務をセンターは負うものとする。」と。これをペンディングとしますのは、さっきと同じく立花代理のご意見、つまり税金を使ってまで云々という話と同じでございますので、ペンディングでこれも次回ご議論いただきたいと思っております。

それから、4ページの下の方です。もう少しですから我慢してください。

再就職支援の対象となる職員の範囲、(3)再就職支援でありますけれども、これは「あっせん」と「支援」の使い方の整理、ほかの部分でもそういうところがございます。

それから、7ページの中ほどですけれども、3のセンターの機能、(1)官から民への

再就職支援機能、⑥の職員支援機能でございますが、「再就職に係る成功・失敗事例を含めたノウハウの提供」というのを追加してございます。これは成功事例の蓄積が重要との各委員、特に秋池委員などのご意見を踏まえたものであります。

それから、7ページの中ほど、センターの機能、官から民への再就職支援機能、(1)ですけれども、官から民への再就職支援機能、これは「可能な限り」というのを削除してございます。センターが積極的に再就職の結果について情報公開することにかんがみまして、誤解を招かないように修正いたしました。

それから、8ページ中ほどですが、4のセンターの組織のあり方、(2)の組織の規模でございます。

「その際、再就職のニーズ・実情を十分把握した上で、十分な民間委託を行うなどして、必要最小限度の体制とする」を追加しております。これは各委員のご意見を踏まえて追加したものであります。

別添については、先ほど申し上げましたが、報告書本体と一つづりとすることに伴う修正でございます。特に「期待したい」というのを「要請する」という強い表現に、これは金丸さん等のご意見を踏まえたものであります。

ところで、タイムアップしましたけれども、秋池さんと金丸さんからペーパーが出ております。これは次回、さっきペンディングになっておるものとあわせて議論してみたいと思います。時間が迫っている点、この前の合同懇談会の際に金丸さんから11月中にまとめるべきではないかと、中間報告という言葉がありました。私は何も中間ではなくてもまとまるものならまとめたがいし、合同懇で意見を言う必要があるならば、報告をした後にもこれは解散しないで、大臣にお願いしておるわけですが、合同でやれば済む話ではないかというふうに思っております。いろいろな方法はそのほかにもあるかもわかりません。いずれにしても、このお二人の今日提示された問題も含めて、次回やりたいと思いますが、要すれば急ぐようであれば、夕方6時半から8時半までとか、何も昼に開かなければいけないという、なかなか時間が5人以上の出席というのはだめなんですね。本当に5人以上でやりたいと思っております。そうでないと十分な議論ができないと思っております。本当に今日冒頭の公益法人の議論でもそうですが、十分議論してみたいと思っております。よろしく申し上げます。今日は本当にありがとうございました。今日はこれで終わりたいと思います。

大臣、何か。

○渡辺公務員制度改革担当大臣 結構だと思います。

○田中座長 どうも皆さんありがとうございました。